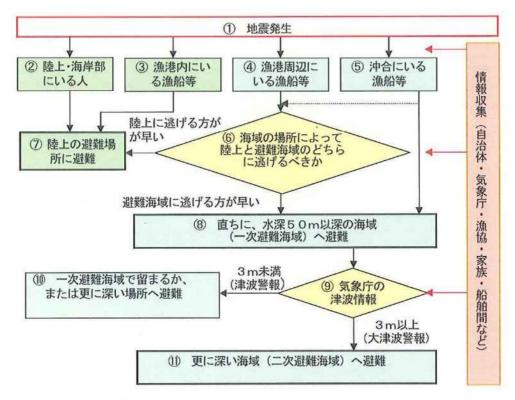
地震・津波発生時における避難行動について

銚子海上保安部

避難行動のイメージ

水産庁作成「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」より



避難行動の基本ルールのフロー



地域住民や就労者・来訪者の安全確保のイメージ

津波により船が被害を受ける場合とは・・・

- ① 津波により生じる流れ(津波流速)によって、操船不能となる ⇒ 転覆、圧流、座礁する
- ② 砕波(さいは)に巻き込まれる ⇒ 転覆、圧流、沈没する



砕波:沖合いから浅海(せんかい)に 進入した波は水深の変化によって 波高が変化し、水深が波高に近づくと 波の形は不安定になり、前方に飛び出 すようにくずれる波のこと。



避難海域に求められる条件とは・・・

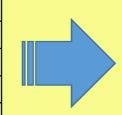
- ① 津波流速によって、操船不能となる限界流速が、 2ノット程度(約1m/s)であること。
 - ⇒津波に船首を向け船速が流速の5倍以上あればOK
- ② 砕波が発生しない水深であること。
 - ⇒水深が津波高さの4倍以上あればOK

砕波が発生しない安全水深の目安

津波の高さ (m)	砕波が 発生 しない水深 (m)
3	12
4	16
6	24
8	32
10	40

流速の影響を受けない安全水深の目安

津波の高さ(m)	流速が1m/s以下 になる水深(m)	避難海域水深 の目安(m)
3	42	50
4	63	70
6	108	110
8	158	160
10	212	220以深



先ずは、 水深50メートルまで避難

